

1. 目的

本一般購入条件(以下「本一般購入条件」)は、供給者(以下「サプライヤー」)に対して注文書を発行する、日本法に基づき設立された以下のいずれかの会社(以下「買主」)に対して、サプライヤーが商品、機器、部品(以下「本商品」)を販売する場合、又は役務(以下「本サービス」)を提供する場合に適用される取引条件を定めるものです。

ロケットジャパン株式会社(本店:東京都文京区西片1丁目15番15号)

ニュートリション&バイオサイエンス株式会社(本店:東京都文京区西片1丁目15番15号)

クオオリカプス株式会社(本店:奈良県大和郡山形池沢町321番地の5)

ただし、両者間で別途、個別購入条件が合意された場合には、その内容に従います。

買主及びサプライヤーは、以下、個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」といいます。

買主が自己の関連会社を代理して本一般購入条件を締結する場合には、本一般購入条件は、当該関連会社を直接の当事者とするものであり、いかなる場合であっても、買主は、当該関連会社の作為又は不作為につき責任を負わないものとします。

2. 契約書類

2.1. 両当事者間の合意全体(以下「本契約」)は、以下の文書から構成されるものとします。以下の文書は本契約及び各注文書での言及によって本契約に組み込まれるものとし、以下の各文書は、相互に矛盾がある場合の優先順の順に記載されています。

-個別購入条件とその付属文書(ある場合)

-本一般購入条件

-仕様書(但し、当該仕様書が個別購入条件または注文書にて、明示的な言及または添付書面によって組み込まれている限りであり、当該仕様書が技術的な仕様で、商業的または法的な規定でないことを条件とする)

-注文者の品質合意書(ある場合)

-外部発注先憲章を含む(適用がある場合)ロケットのオンサイトサービスについての方針及び手順

-行動規範(本書において定義される)

-サプライヤーの保険証券、および

-注文書

2.2. 個別購入条件又は注文書に別段の定めがない限り、第2.1条に記載される以外の文書は両当事者間では適用されないものとします。サプライヤーの仕様、ビッド、プロポーザル、提案、見積についての言及は、単に価格、スケジュール、品質、技術条件についての言及を意味するに留まり、サプライヤーの一般販売条件は両当事者間については適用されないことが、明示的に合意されている。

2.3. 本契約に対する変更はすべて書面によるものとし、変更覚書又は変更契約の形式によるものとします。

3. 定義

3.1. 「関連会社」とは、直接又は間接を問わず、(a)当事者を所有若しくは支配する会社、(b)当事者により支配される会社、又は(c)本当事者との共同支配下にある会社を意味する。ただし、「所有」とは、直接又は間接的に株式又は持分の50%以上を保有することをいい、「支配」とは、直接又は間接的に50%以上の議決権を有することをいうものとします。

3.2. 「不可抗力」とは、本契約の効力発生日後に発生し、本契約の効力発生日に予

見することができなかった事由であって、いずれの当事者の過失なく、かつ適切な手段によっても防止又は回避することができなかった、両当事者の支配の及ばない事由をいいます。

3.3. 「知的財産権」とは、登録の有無を問わず、著作権、著作隣接権(ソフトウェア及びデータベースにおける権利を含む)、発明、特許、特許出願、実用新案、商標、出願中商標、設計、特許設計、データベース製造業者の一般権利、ドメイン名、法的名称、商号、ブランドにおける権利、公式、プロセス、知識、方法、アルゴリズム、仕様、データ、ノウハウに関する権利、営業秘密、商業及び産業秘密、上記権利に付随するすべての財産権又は世界中の同様の保護の形態を含む、すべての権利をいいます。

3.4. 「注文書」とは、本一般購入条件に基づき買主が発注するあらゆる発注書及びその変更書をいい、本サービス又は本商品の説明(品質及び数量)、本商品の引渡日及び引渡場所、又は本サービスの履行日、履行場所等を記載したものをいいます。注文は、電話による仮注文によって行うこともでき、その場合、電話において、本商品又は本サービスの数量及び納品/履行日を指定するものとします。仮注文は、買主を数量や経済条件において法的に拘束するものではありませんが、サプライヤーは、仮注文内容に沿った数量の本商品を生産し、納品し、又は仮注文内容に沿った本サービスの履行を行うことができるものとします。

3.5. 「個別購入条件」とは、本一般購入条件の内容から逸脱し又は追加的な内容を含む、両当事者が書面により合意した購入条件をいいます。

3.6. 「仕様書」とは、両当事者が合意した技術的要件書をいいます。

3.7. 「サプライヤー品質契約書」とは、注文書での言及によって契約の一部を構成する、あるいは別途両当事者が締結をする契約書であって、買主が期待する最低限の品質要件を規定したものをいいます。

3.8. 「貿易制裁及び輸出管理規則」とは、本商品及び本サービス、サプライヤーに適用され、経済制裁、輸出管理、貿易禁輸、又はその他の制限措置の採択、適用、実施に関連する、法律、規制、法令、禁止、行政命令、又は類似の措置をいいます。

4. 本契約の発効、効力発生日及び契約期間

4.1. 発行: 第2条に記載されている本契約の文書は、電子形式(電子メールで送信されるデジタルコピー、又は DocuSign その他の国内外の規制に準拠した電子署名システムを使用した電子署名)により締結することができ、電子形式で締結された契約も、原本としての立場を有するものとします。

4.2. いかなる場合であっても、本契約は、本商品の供給又は本サービスの履行に関してサプライヤーに対して独占権や最低購入量保証を付与するものではありません。

4.3. 注文の受領と効力発生日: サプライヤーは、注文日から2営業日以内に注文の受領確認を行うものとします。サプライヤーが受領した注文書について留保事項がある場合、買主に対して受領確認書においてその旨を記載し、通知するものとします。サプライヤーが注文を保留する場合には、買主が受諾する可能性のある代替案を提示するものとします。

サプライヤーが注文日から2営業日以内に注文書の受領確認をしない場合には、当該期

間が満了した時点、又は、サプライヤーが注文の履行に着手した時点で、サプライヤーが買主からの注文書を受諾したものとみなされます。本契約は、前述の条件の下、サプライヤーが注文書を受諾するか、サプライヤーからの代替案を買主が受諾することをもって成立するものとします。

5. 変更及び免除

買主は、いつでも仕様書又は本契約のその他の取引条件の変更を要求することができるものとします。かかる変更が、本契約を履行する上での費用、時間その他の取引条件に影響を及ぼす場合には、サプライヤーは、速やかに(遅くとも買主からの変更通知の受領後10日以内に)、買主に対して書面通知を行い、衡平の見地から価格、納期その他の取引条件の見直し要求を行うものとします。この場合、両当事者は、かかる見直しを行うために、速やかに本契約の修正交渉を行うものとします。

かかる見直し要求がない場合、サプライヤーは、見直しを実施する権利を放棄したものとみなし、買主が要求した変更を実施するものとします。この場合には、買主は、かかる変更を実施しても納品スケジュール、保証、価格等、本契約の重要な条件に影響を与えないものとみなすことができるものとします。

なお、以下のいずれかに該当する場合には、両当事者間において衡平の見地からの取引条件の見直し交渉が実施されていない場合であっても、サプライヤーは遅滞なく変更を実施するものとし、これと並行して、両当事者は、本契約の衡平な見地からの取引条件等の見直しについて誠意をもって交渉するものとします。

(a)当初の条件で注文の履行を継続すると買主に不利益をもたらす可能性がある場合

(b)仮に変更がなされると本契約に基づいて既になされている作業を中断しなければならない場合

(c)緊急性がある場合

6. 引渡し

6.1. 納期: 本商品の納期、本サービスの履行期限、本商品及び本サービスに関する修理・交換期限のそれぞれの遵守は、本契約の重要な要素にあたります。サプライヤーは、注文の履行遅滞につながる可能性のある事象が発生した場合、直ちに買主に通知し、当該遅滞を最小限に抑えるための是正対応案を作成し、買主とその内容について合意するものとします。

6.2. 履行遅滞: サプライヤーによる履行遅滞は本契約の重大な違反とみなされます。納入又は履行の遅滞が生じた場合、事前の書面による通知や手続きなく、サプライヤーは、遅延日から起算して1週間が経過した日から、遅延あたり契約総額の3%、又はその個別購入条件(もしあれば)に規定された料率の違約金を支払う責めを負うものとします。なお、買主は、実際の損失額が違約金を上回る場合、サプライヤーに対し、遅延に対する追加的な救済及び損害賠償を請求する権利を留保するものとします。

7. 引渡し、危険負担、所有権の移転、受領

7.1. 商品の引渡しは、注文書に規定されている貿易条件(インコタームズ®2020)に基づき実施されるものとします。注文書にかかる貿易条件の指定がない場合、注文書で別段の合意がない限り、DDP(インコタームズ®2020)に基づいて実施されるものとします。

7.2. 本商品の所有権は、商品の引渡し時、又は買主による支払い時のいずれか早い時点に買主に移転するものとします。本商品について生じた滅失、毀損その他の危険は、引渡し前に生じたものはサプライヤーの負担とします。

7.3. サプライヤーは、使用、保存及び保守(該当ある場合)に必要なすべての文書、並びに注文番号、本商品の内容・数量、及び納入場所を記載した納品書とともに本商品を納入するものとします。

7.4. 特定の本商品や本サービスについては、納入時又はサービスの提供時に、輸送業者(又はサプライヤー)に対して受領伝票その他の本商品又は本サービスについて受取証若しくは使用証(様式は問いません)等が発行されただけでは、買主が本商品又はサービスを確定的に受領したものとみなされない場合があります。具体的には、買主が、自社の標準的な技術的受領プロセスに従って、本商品及び本サービスが仕様書と一致するか検査・試験を実施することが前提となっている場合には、当該検査・試験を実施する十分な機会を得るまでは、本商品及び本サービスの受領があったとはみなされないものとします。かかる検査・試験は、注文書又は仕様書に特定の実施期間が記載されていない限り、本商品の引渡し及び本サービスの提供後、合理的な期間内に行われるものとします。

7.5. 本商品又は本サービスに契約不適合があった場合、買主は、自己の裁量により、別途の救済及び損害賠償を請求する権利を留保の上、不適合があった本商品又は本サービスの受領を拒否し、交換、作業のやり直しその他の是正措置を無償で実施するようサプライヤーに対して請求し、又は本注文の全部もしくは一部を解除し、既に支払われた契約代金の返金もしくは発生した費用の支払いを請求することができるものとします。

本商品又は本サービスの受領が拒否された場合、買主は、(i) サプライヤーが支払うべき金額を全額弁済するまで不適合があった本商品又は本サービスについて留置権又は先取特権を行使することができ、また、(ii) 不適合により発生した対応・管理費用をサプライヤーに対して請求することができるものとします。この場合の請求額は、買主の施設内で不適合が発見された場合は、不適合品又は本サービス 1 点につき最低 300 ユーロ、買主による最終顧客への商品納入後に不適合が発見された場合は、1,000 ユーロの固定金額とします。

7.6. 買主は、納入された本商品が注文書に明記された数量と一致しない(不足又は超過)場合、納品を拒否する権利を有するものとします。

7.7. 不適合があった本商品の返品費用については、サプライヤーが負担するものとします。

8. 注文書の一部として買主が購入代金を提供又は支給した商品、工具及び装置

8.1. 注文の履行に利用可能な特定の商品、工具、装置であって、買主がサプライヤーに直接提供したもの、又はサプライヤーが買主に代わり、買主の費用負担で製造する場合、その提供の態様・程度に従い、買主が当該商品、工具、装置の全部又は一部の所有権を有するものとし、サプライヤーは買主の所有物であることを示すマークを付けるものとします。サプライヤーは、当該商品、工具及び装置が

買主に引き渡されるまで動産保険を付保するものとします。

サプライヤーは、当該商品、工具、装置を買主からの注文を履行するためにのみ使用するものとし、要求があった場合には買主に返却しなければならず、留置権又は先取特権は有しないものとします。前記商品、工具及び装置の修理や保守については、サプライヤーが実施するものとします。また、サプライヤーは、これら商品、工具、装置について、(i) 買主の注文を履行するために通常の使用が可能な状態に維持し、(ii) 買主による追加費用の負担なく交換に応じるものとします。

8.2. 上記特定の商品、工具、装置の使用に起因する損害、及び買主が知り得なかった欠陥に起因する損害については、サプライヤーが単独で責めを負うものとします。

9. 倫理、コンプライアンス、未申告労働

9.1. 本契約期間中、サプライヤーは、次のサイト

<https://www.roquette.com/commitments/ethics-compliance/codes-conduct> で表示される、またはサプライヤーによって締結されるか、チェックボックスへのチェック記載によって受け入れられた、ロケットグループのサプライヤー行動規範(以下、「本規範」)、及び(b) サプライヤーに適用される労働、労働者、安全衛生、環境、食品安全、贈賄防止、その他の法規制及び本規範に規定されている国際的な人権及び労働基準に関するすべての規則を順守することに同意するものとします。なお、本規範は、本契約の不可欠な一部を構成するものとします。

9.2. 本契約期間中、本規範に記載された内容に違反する行為があったことを知った場合、又は違反行為が疑われる場合、サプライヤーは、下記のリンクを使って速やかにロケットグループの通報システム「Speak Up (スピークアップ)」に通報することに同意するものとします。

<https://roquette.speakup.report/fr-FR/RoquetteSpeakUpline/home>

9.3. 本規範の不遵守又は違反は本契約の重大な違反とみなされ、買主は、行使可能なすべての権利(法律上か契約上かは問いません)を留保の上、また、サプライヤーに対して何らの通知若しくは補償する義務を負うことなく、本契約を直ちに解除する権利を有するものとし、サプライヤーはこれに同意するものとします。

9.4. サプライヤーは、労働における人権、労働、安全、健康に関して適用されるすべての法律及び国際労働機関(ILO)で採択されたILO(国際労働)条約に規定された事項を遵守するものとします。サプライヤーは、本契約に基づく注文を第三者に委託する場合であっても、本 9.4 条の規定を遵守するものとします。

9.5. サプライヤーは、従業員に関するすべての社会的規制を遵守するものとします。

10. 本契約の履行

10.1 全般. サプライヤーは、注文書の履行にあたり、本契約、本商品又は本サービスに適用されるすべての法律、規制、基準、及び最新の商慣行を遵守するものとし、その結果について責任を負うものとします。サプライヤーは、本契約の履行につき、技術、商業、物流、セキュリティ、品質に関する要件を満たすために必要な権限、専門知識、資源、組織を有していることを保証し、十分な注意と技能を尽くすことを約束するものとします。サプライ

ヤーは、本商品又は本サービスの欠陥又は本契約上の義務を履行するにつき何らかの事故が発生した場合、その発見から 24 時間以内に買主に通知するものとします。

10.2 本契約の不履行: サプライヤーが、仕様書を含む本契約上の義務のいずれかを履行できない場合、買主は、必要な法的手続きを行った後、(i) サプライヤーの費用負担で、サプライヤーに代わり第三者をして本契約を履行させるか、(ii) サプライヤーのリスク及び費用負担で注文の履行を一時中止するか、又は(iii) 本契約を解除することができるものとし、いずれの場合であっても(iv) 関連するすべての費用と損害をサプライヤーに請求することができるものとします。

10.3 組織変更等: サプライヤーは、サプライヤーによる本契約の履行や買主の商業的立場に影響を与え、又は買主との間で利益相反を生じさせる(それぞれ「重大な悪影響」)可能性のある重大な変更が生じた場合、買主に対して通知するものとします。かかる重大な変更事由とは、(i) サプライヤーの法的状況の変更(株主変更を含む)、(ii) 組織変更、(iii) 施設や資源面での変更、(iv) 事業範囲の変更(v) 証明書、資格、認可状況の変更、(vi) 製造工程の変更等をいいます。かかる変更が買主に重大な悪影響を及ぼすと買主が判断した場合、買主は注文を取り消す権利を有するものとします。

10.4 買主の品質基準: 本商品又は本サービスは、(買主の製品の)製造プロセス又はサプライチェーンプロセスで使用されるものであることから、サプライヤー品質契約書の遵守はサプライヤーの重要な義務にあたります。

10.5 監査: 買主がサプライヤーに 5 暦日前に通知することを条件に、買主はサプライヤー又はその下請業者の施設その他の場所において監査を実施する権利を有するものとします。ただし、本契約の履行に関して重大な違反が証明された場合、又は重大な違反が疑われる場合、かかる事前通知なく監査を実施することができるものとします。監査の対象は、契約、規制、安全、製造、品質、倫理、コンプライアンス、業界のベストプラクティス等を含みますが、これらに限定されず、サプライヤーが遵守すべきすべての事項を対象とします。監査によって入手された情報は、監査及びその後の監査対応以外の目的に使用されてはならず、第 17 条に従ってその秘密は保持されるものとします。買主が要求した場合、サプライヤーは、注文の履行に関するすべての関連書類を買主に提供するものとします。サプライヤーによるコンプライアンス違反が発見された場合、サプライヤーが監査又は評価にかかる費用を負担するものとします。このような監査又は品質管理は、特にサプライヤーが自ら行うべき管理の範囲や程度についてサプライヤーの責任を軽減するものではなく、本サービス又は本商品の全部又は一部を拒否する買主の権利に影響を与えないものとします。サプライヤーは、買主に対し、監査及び品質管理を実施するために必要なあらゆる支援を提供するものとします。

10.6 通知義務: サプライヤーは、買主に対し、本サービスの履行又は本商品の引渡しに必要な条件(技術的条件を含む)を通知し、本商品と本サービスに関連するすべてのリスク、特に安全性と健康に対するリスクについて、買主の技術レベルに関わらず、通知、助言、警告を行うものとします。サプライヤーは、入

札、注文の履行又は納品の前に、買主から提供された情報を精査し、不足している可能性のある書類又は情報を買主に要求するものとします。サプライヤーは、買主から提供された情報に、不備、不足、矛盾、又は業界の最高水準との不整合等があった場合には、買主に遅滞なく通知するものとします。また、サプライヤーは、注文の適切な履行を妨げる可能性のあるあらゆる状況についても、買主に遅滞なく通知するものとします。買主に通知しなかった場合、又は買主から情報入手しなかった場合、サプライヤーはそれに関連する一切の権利を失うものとします。

11. 保証

11.1. サプライヤーが法的に負う保証責任に影響を及ぼすことなく、サプライヤーは、本商品及び本サービス、並びにその各部分につき、以下の各号を満たすことを保証します。

- (i) 仕様書およびサプライヤー品質合意書(ある場合)に準拠していること。
- (ii) 類似の種類、性質、及び複雑性を有する作業を実施するに通常期待される適切な資格及び経験を有する専門家によって、すべての技術と注意をもって提供されていること。
- (iii) すべての適用法令(特に食品、飼料、及び医薬品に関する法令)に従って提供されていること。
- (iv) 最先端の業界基準及び技術基準に従って提供されていること。
- (v) 材料、設計又は仕上がり上の欠陥がなく提供されていること。
- (vi) 担保権等の負担が一切ついていないこと。

11.2. 本商品及び本サービス、並びに各部品は、その意図された目的(サプライヤーが認識している目的)に適合し、特に、仕様書に明記され、又は業界と技術基準を考慮した上で買主から合理的に期待される動作寿命(以下「動作寿命」)を有するものとします。また、これら商品とサービス、及び各部品は、使用者及び製造工程及び管理過程に関わる者にとって、安全で経済的かつ効率的な方法で使用可能なものであり、健康と福祉に対するリスクや汚染、妨害行為、干渉、危害といったリスクがない状態で提供されるものとします。

11.3. 保証期間及び関連義務: 本契約において別段の定めがない限り、本商品及び本サービスの保証期間は、本商品については受領日から 24 ヶ月間、本サービスについては受領日から 12 ヶ月間(以下「保証期間」)とします。サプライヤーは、欠陥又は不適合が保証期間内に発生した場合、買主の費用負担なく、欠陥若しくは不適合ある本商品又は本サービスについて速やかに、買主の裁量により、修理、再調達若しくは交換に応じるものとします。

具体的には、サプライヤーは、買主の判断により、(i) 買主の費用負担なしで、直ちに当該本商品又は本サービスの交換又はやり直しにより買主の使用目的に適合させるか、(ii) 買主に弁償するか、又は(iii) 注文を履行するために、サプライヤーの費用負担で、サプライヤーに代わって、第三者をして交換、修理、又はやり直しの措置をとるものとします。修理、やり直し又は交換の対象となる個々の本商品又は本サービスについては、当該修理、やり直し又は交換の完了時から新たな保証期間が起算されるものとします。サプライヤーは、本商品又は本サービスの利用不能、性能低下、不適合に起因するすべての損失と費用(買主及びその顧客が被る損害及び費用を含む)を補償することに同意するものとします。さらに、サプ

ライヤーは、本商品又は本サービスの欠陥又は不適合により買主が被ったすべての費用と損害を補償するものとします。なお、これらの費用には、原因分析費用、専門家への報酬、試験費用、買主及び買主の顧客が講じた安全対策、輸送費、専任スタッフの超過料金、本商品の供給不能によって発生した納品遅延や欠陥の結果として生じた生産損失及び逸失利益の損失などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

11.4. 交換部品の入手: サプライヤーは、11.2条に定める本商品及び本サービスの動作寿命を下回らない期間中、本商品が適切に機能し、また、本サービスの対象物が適切に使用・稼働するために必要なすべての交換部品が入手可能な状態であることを保証します。

12. 請求・支払い

12.1. 契約代金: 別途注文書に記載がない限り、本注文の契約代金は確定済・変更不能な金額であり、本注文期間中のすべてのサービス・取引内容を網羅しているものとします。

12.2. 請求: 請求書は、注文書に記載されたサプライヤーの名義で発行され、注文書に記載の住所宛に発行されるものとします。各請求書は、注文書 1 件ごとに発行されるものとし、対応注文書番号及び本商品又は本サービスが買主により受領された旨の記載を含めるものとします。サプライヤーは、買主の事前の書面による同意なしに、注文書記載の金額以上の代金を買主に対して請求することはできません。マイルストーン達成ごとの分割支払である旨の記載が注文書にある場合、請求書は当該マイルストーンごとに発行されるものとします。それ以外の場合、サプライヤーは、本サービスの完了日又は本商品の納品日に請求書を送付することができます。本商品又は本サービスについて受領又は検証手続きがされる場合、サプライヤーは本商品又は本サービスの受領時に請求書を送付するものとしますが、本商品の引渡又は本サービスの完了から 30 日以内に発行するものとします。

12.3. 支払い: 請求書の支払期限は、請求書発行日(各月末日締め)後翌月末日とします。例外として、下請法の適用を受ける取引の場合には、請求書の支払期限は、本商品の受領日又は本サービスの給付を受けた日から 60 日以内とします。

13. 損害責任及び保険

13.1.1. 賠償及び補償責任: サプライヤーは以下の場合に買主が被ったすべての損失、損害および費用(弁護士費用を含む)を補償することを約束するものとします。(a) これらの損害等が、サプライヤーまたはその下請事業者による本契約上の全部または部分的な不履行の結果として発生した場合には、(i) すべての内部費用、(ii) 買主が顧客に支払った金額、(iii) 買主がサプライヤーの代わりに第三者をして本注文を履行させ、又は是正するために要した費用、(iv) サプライヤーの不履行又は不作為の結果、買主が被った収入又は利益の損失(逸失利益)、生産、業務及び製品上のすべての損失が含まれますが、これらに限定されるものではありません。(b) これらの損害等が、サプライヤーまたはその下請事業者の過失または不注意な行為または不作為、または故意または重大な過失に起因するものである場合、または(c) サプライヤーまたはその下請事業者による注文書の履行に関連して発生した、人身傷害、死亡、または不動産若しくは有形動産に対する損害に起因するものである場合、

13.1.2. 反社会勢力の排除: 各当事者は、自ら、その役員及び各当事者を実質的に支配する者のいずれかが、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者又はこれらに準ずる者を含む)に該当しないこと又は該当するおそれがないことを表明し、保証するものとします。また、各当事者は、自ら又は第三者を利用して、(i) 威迫行為又は暴力の行使、(ii) 詐欺的手段又は実力行使による相手方の業務妨害又は信用毀損行為、(iii) その他上記(i)及び(ii)に定める行為に準ずる行為を行わないことを表明し、保証する。いずれかの当事者が上記の規定に違反した場合、他方の当事者は、救済のための猶予期間を与えることなく、直ちに本契約を解除し、当該解除により生じた損害の賠償を請求する権利を有するものとします。この場合、解除する当事者は、他方の当事者が被った損害について責任を負わないものとします。

13.2. 保険: サプライヤーは、自己の費用負担において、本条に記載されている賠償責任を補償するために買主が妥当と解する額の保険を付すものとします。かかる保険は、下記に記載するものであって、定評ある保険会社による保険商品とします。なお、サプライヤーが加入した保険の限度額が、本条で要求された金額を超える場合、買主は保険契約の全額の恩恵を受けるものとします。

13.2.1. 包括企業総合賠償責任保険(人身傷害、製造物責任、過失・不作為責任、専門家責任、及びその他の買主、第三者、財産に生じた金銭的損害を含む保険): 保険金額は、(i) 1 事故あたりかつ年間あたり最低 1 億 8700 万円、及び(ii) 金銭的損失および純粋経済的損失(リコール費用を含む)については、1 事象あたりかつ年間あたり、9350 万円のサブリミットのある賠償責任保険とします。

13.2.2. 危険物に関する環境汚染賠償責任保険(環境賠償責任、環境責任、修復費用保険を含む): 保険が「発生」(オカレンス)ベースの保険の場合、1 事故当たりの最低保険額は 1 億 8700 万円とします。「請求」(クレームメイド)ベースの保険の場合、サプライヤーが本契約終了後少なくとも 5 年間は当該保険による救済を受けられるよう、保険を継続するものとします。

13.3. サプライヤーは、保険金額と保険の付保内容を明記した保険証書を買主に提供することを約束します。サプライヤーは、事故が発生した場合、24 時間以内に買主に通知するものとします。保険会社が保険事故の対象となった本商品を没収した場合、その結果何らかの追加負担が発生した場合には、サプライヤーが当該費用を負担するものとします。サプライヤーは、保険会社が本条の内容を完全に受け入れることを保証します。

13.4. サプライヤーが保険を付保したとしても、これをもって、サプライヤーの責任が制限されるものではありません。買主は、保険金額を超える損害を被った場合、当該超過金額を請求する権利を留保するものとします。いかなる状況においても、サプライヤーに適用される免責金額も買主に対しては適用されないものとします。

14. 契約の終了

14.1. 各当事者は、以下のいずれかの事由が生じた場合、他方当事者への、配達証明付き書留郵便又は翌日配達サービス(DHL 等)

をもってする書面通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ・一方当事者が他方当事者に対して配達証明付き書留郵便又は翌日配達サービス(DHL等)をもってする書面通知を送付した後、30日以内に、他方当事者が本契約に基づく義務の全部又は一部の不履行を治癒しなかった場合；
- ・一方当事者が他方当事者に対して不可抗力事由が発生したことを通知後、30日が経過した場合；
- ・一方当事者による法令等の違反があった場合。

14.2. 買主は、以下のいずれかの事由が生じた場合、配達証明付き書留郵便又は翌日配達サービス(DHL等)をもってする書面通知をもって本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ・サプライヤーが、本一般購入条件に違反して注文又は本契約を第三者に譲渡した場合；
- ・サプライヤーにおける支配権の変更により、買主に悪影響又は不利益が及ぶと買主が判断した場合。

14.3. 上記の解除権に加え、買主は、サプライヤーに対し、(i)第7.4条に従い、引渡し、受領された本商品又は本サービスの価値を超えて支払われたすべての金額を買主に直ちに支払うこと、(ii)第13.1条に従い、債務不履行又は遅延の結果発生したすべての費用又は経費(注文を自ら完了するため、又は契約の履行を第三者に委託するために発生した追加費用又は損害を含む)を支払うよう請求することができるものとします。

14.4. 買主は、注文の全部又は一部をいつでも解除することができるものとします。ただし、注文の解除日時点で正常に履行が完了し、買主が受領済み(受領は不当に保留されない)である本サービス又は本商品の代金(以下「解約一時金」)をサプライヤーに支払うことを条件とします。当該解約一時金は、当該解約を理由とするサプライヤーが請求できる唯一の権利及び救済とします。

14.5. サプライヤーは、解除通知を受け取ってから7日以内に、本商品及び本サービスの完成した部分(商品及びサービスの実施に使用された書類、注文の履行に関連するデータ、書籍、マニュアル、計画、情報、開発などを含むがこれらに限定されない)を買主又は買主が指名した第三者の裁量に引き渡すものとします。また、サプライヤーは、本契約に関連してサプライヤーが締結した下請契約に基づいて発生するすべての権利を買主に譲渡するものとします。

14.6. 個別の注文が解除により終了したとしても、当該終了日までに本契約に基づき発生した他の権利及び義務は何らの影響も受けないものとします。

14.7. 個別の注文が契約解除により終了した場合、本商品の供給又はサービスの履行が引き続き確保され、買主の事業活動に支障を生じさせないように、買主から要請があれば、サプライヤーは、買主がサプライヤーの契約を直接又は間接的に、必要な期間にわたって最適な条件で引き継ぐことができるよう速やかに必要な措置をとるものとします。

15. 本サービスの引継ぎ

15.1. 役務提供に限ってではあるが、本条の目的は、契約終了後も、買主による事業の

継続及び運営を確実にするため、買主又は買主が新たに指名した第三者が、本サービスを支障なく引き継げるように必要なすべてのデータおよび情報を取得できるようにすることです。本条は、継続的な技術契約及びメンテナンス契約にのみ適用されます。但し、買主の事業の継続及び運営を確保するためには無関係又は必須でない、競争上又は商業上の機微な情報やデータをサプライヤーが買主に共有することは、明示的に除外されるものとします。

15.2. サプライヤーは、本契約の終了もしくは満了後3ヶ月間、又は両当事者が合意した期間、追加の費用なく、本サービスを買主又は買主が指定した第三者に対して本サービスの引継ぎ作業を実施するものとします。

15.3. サプライヤーは、この期間中、15.1条に従い引継ぎ作業が実施されるよう買主に協力するものとします。

15.4. 引継ぎ中に開示されたデータ又は情報は、第15.1条に記載のとおり、引継ぎ作業を確実に実施するためにのみ利用されるものとします。引継ぎ作業に利用される情報は厳密に必要なものに限定されるものとし、適用されるすべての法律及び規制を遵守した上で実施されるものとします。

15.5. サプライヤーは、本契約の重要な条件として、本契約締結後6ヶ月以内に、具体的な引継案を買主に対して提出し、確認を受けるものとします。かかる引継案には、各サービスの技術データシート、各サービスに割り当てられる人員・物品の内容、将来の運用に必要なすべてのライセンス、機器、予備部品、工具の内容(併せて「引継文書」といいます)が含まれている必要があります。また、当該引継案には、当該案を実際にも実施する必要が生じた場合、本サービスが適切に引き継がれるために必要なサプライヤーによる技術支援内容の取り決めも含まれている必要があります。サプライヤーは、最初の引継案の提出から四半期ごとに、引継案の更新版を買主に提供するものとします。買主は、自己の裁量で、いつでも引継文書一式を提出するよう依頼することができるものとします。買主は引継文書に不備がある場合、修正または追加を要求することができ、サプライヤーは合意された期間内に修正対応を行うものとします。引継案として提供される全ての引継文書は、本サービスに関連する買主の事業継続と運営を確保するために厳密に必要なものに限られ、かつ本サービス内容に相当な程度のものであるものとします。

15.6. 第15.2条の内容とは関係なく、買主が請求した場合に、サプライヤーは、引継案の範囲内で、買主又は買主が指名した第三者のために、第15.2条に定める期間終了後最長3ヶ月間又は両当事者が合意した正当かつ必要な期間、技術支援サービスを実施するものとします。この場合、買主は、買主の支払レートがあれば当該レートに基づき当該技術支援サービス料をサプライヤーに支払います。かかるレートがない場合、買主は、市場慣習に従った一般的な時給に基づいて技術支援サービス料をサプライヤーに対して支払うものとします。買主は、技術支援サービスの実施を希望する場合、第15.2条に規定された期間の終了前にサプライヤーに対して通知するものとします。

15.7. 両当事者は、この引継条項を履行する際、独占禁止法を含むすべての適用法令を

遵守するものとします。買主は、サプライヤーの情報を受け取る第三者(例えば、新たなサービス提供者)による当該情報の悪用や不正開示を防ぐため、買主が負うのと同等の守秘義務を第三者に課すことを保証します。

16. 改善プラン:

本商品及び本サービスの維持のため、サプライヤーは、本契約を履行するためのプロセスやリソースの改善を提案することで、コスト削減に繋がる最適化措置を提案するものとします。これらの措置の実施には、事前に買主の書面による同意を要するものとします。これらの最適化措置を実施することでコスト削減が可能となった金額分は、本契約に定められた条件に従い、サプライヤーと買主の間で分配されるものとします。なお、注文書で別段の合意がない限り、サプライヤーは毎年最低年率5%の生産性向上を買主の承認を受けるため提案するものとします。

17. 秘密保持と公表

17.1. 秘密保持:各当事者は、本契約の期間中、及び本契約の満了又は終了後5年間、本契約締結準備段階及び本契約の履行中に相手方当事者によって開示された、あらゆる性質及び形態の、非公開、専有的または機密性を有する情報を秘密に保持することを約するものとします。上記の期間中、各当事者は、他方当事者が別途承諾しない限り、(i)本契約の履行の目的以外で他方当事者の秘密情報を用いること、(ii)他方当事者の秘密情報を自らまたは自らの関係会社の従業員、代理人、請負事業者、弁護士、会計士及び財務アドバイザーといった本契約に「秘密情報」を知る必要のある者(以下「代理人」)であり、かつ、秘密保持義務を負っている者以外の第三者に対して開示してはならない。各当事者は、自らの代理人の本項違反に対する責任を負うものとする。秘密保持:各当事者は、本契約の期間中、及び本契約の満了又は終了後5年間、本契約締結準備段階及び本契約の履行中に相手方当事者によってアクセス可能と開示された、あらゆる性質及び形態の、非公開、専有的または機密性を有する情報を秘密に保持することを約するものとします。上記の期間中、各当事者は、他方当事者が別途承諾しない限り、(i)本契約の履行の目的以外で他方当事者の秘密情報を用いること、(ii)他方当事者の秘密情報を自らまたは自らの関係会社の従業員、代理人、請負事業者、弁護士、会計士及び財務アドバイザーといった本契約に「秘密情報」を知る必要のある者(以下「代理人」と称す)であり、かつ、秘密保持義務を負っている者以外の第三者に対して開示してはならない。各当事者は、自らの代理人の本項違反に対する責任を負うものとする。

ただし、各当事者は、(i)法令に基づき開示律が義務付けられた情報、(ii)一般に公知となっている情報、又は権限を有する第三者から非機密情報として入手し、もしくは入手可能となった情報、及び(iii)他方当事者の秘密情報に依拠することなく、一方当事者が独自に開発した情報については、第三者に開示することができるものとします。買主から提供された機密情報にかかる権利は買主に帰属し、いかなる使用権、ライセンス供与、又はその他の方法で利用する権利もサプライヤーには付与されないものとします。

17.2. 公表:いかなる場合においても、買主の事前の承諾なく、本契約の内容を直接的

又は間接的に公表することはできないものとします。

18. 知的財産

18.1. 固有の知見: 各当事者が本契約以前に保有又は管理し、あるいは本契約とは無関係に取得、創作、開発した独自の知見(知的財産権のすべての要素を含むがこれに限定されない)は当該当事者に帰属するものとします。本商品及び本サービスの使用にサプライヤー独自の知識の使用が必要であることが判明した場合、サプライヤーは、買主が当該独自の知見を使用できるよう、当該知見(場合によっては関連する知的財産権)の法的保護期間中、譲渡可能な非独占的かつ全世界的なライセンスを買主に付与するものとします。なお、当該ライセンスの価格は、対応する本商品又は本サービスの価格に含まれるものとします。

18.2. **フォアグラウンド IP の所有権:** 本契約から生じるすべての知的財産権(以下、「フォアグラウンド IP」)は買主に帰属し、対応する対価は本商品又は本サービスの価格に含まれるものとします。知的財産権に関する関連法令上、かかる事前の譲渡合意が認められない場合には、サプライヤーは、該当する知的財産権の発生後に追加費用なく買主に譲渡することを約するものとします。

18.3. **権利侵害:** サプライヤーは、サプライヤーが注文の一部として買主又は買主の最終顧客に使用又は納入する製品及び商品に関連する知的財産権について、第三者による侵害又は侵害の申し立てに対して買主を補償するものとします。この補償は、サプライヤーによる権利侵害に起因するあらゆる請求、損害賠償、訴訟手続き、裁定、経費、費用(弁護士費用を含みなす)を対象とするものとします。さらに、注文書に最初に記載された目的が果たせるよう、サプライヤーは、自らの費用負担で、買主及び買主の最終顧客のために、納品された本商品が引き続き使用可能となる権利を取得するか、侵害とならないように交換又は修正するものとします。本補償条項及び関連する義務は、納入された本商品が買主又は最終顧客によって使用される限り有効であるものとします。

19. 不可抗力

19.1. 不可抗力の影響を受けた当事者は、直ちに他方当事者に書面で通知し、その影響(特に本商品の引渡し及び本サービスの履行遅延)が生ずる可能性を回避又は影響の程度を制限するためにあらゆる合理的な措置を講じるものとします。

19.2. サプライヤーの履行に影響を及ぼす不可抗力事由が継続している間、買主は、その選択により、サプライヤーに対して責任を負うことなく、他のサプライヤーから商品又はサービスを購入し、サプライヤーへの注文を同量分減らすことができるものとします。また、買主は、買主が請求する数量及び回数にわたり、本契約に定める価格で他のサプライヤーから本商品又は本サービスを別途手配するようサプライヤーに対して請求することができるものとします。

20. 譲渡-委託

20.1. サプライヤーは、無償であるか有償であるかを問わず、買主の事前の書面による承諾がある場合を除き、注文に基づく権利義務を譲渡、移転、再委託することはできないものとします。注文に基づく権利義務が譲渡、移転、又は再委託された場合であっても、サブ

ライヤーは、本契約に基づく義務の履行又は不履行について、譲受人又は再委託先による履行又は不履行の結果につき、買主に対して引き続き責任を負うものとします。

20.2. 買主は、その権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は移転する権利を有するものとします。

21. 輸出管理

21.1. 各当事者は、すべての国際及び国内の貿易制裁及び輸出管理規制を遵守するものとします。本契約のいかなる規定も、貿易制裁及び輸出管理規則に準拠しない義務の履行を相手方当事者に要求するものと解釈されないものとします。

21.2. サプライヤーは、本契約に基づき納入される本商品の輸出管理分類、及び実施される本サービスの輸出管理分類を買主に提供する責任を負います。サプライヤーは、本商品又は本サービスの輸出管理区分が変更された場合、又は変更が予想される場合、買主に書面で通知するものとします。

21.3. 本商品又は本サービスの全部又は一部(該当する場合)が貿易制裁及び輸出管理規制の対象となる場合、サプライヤーは以下の措置を取るものとします:

- 買主施設への本商品の輸出と納入に必要なすべての関連ライセンスと認可を期限内に取得すること;

- 輸出許可証の写しを買主に提供すること。

21.4. サプライヤー及びその委託業者が貿易制裁及び輸出管理規則を遵守することを保証することは、サプライヤーの義務とします。

22. 準拠法-管轄

22.1. 本契約は日本法に準拠するものとします。両当事者は、国際物品売買条約に関する国際連合条約の本契約及び注文への適用は否認するものとします。

22.2. 買主及びサプライヤーが、本契約の解釈、履行及び終了に関連する紛争を発生日から 30 営業日以内に友好的に解決できない場合は、裁判所に提訴するものとし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

23. 個人データの保護

23.1. 本条において「データ保護法」とは、すべてのデータ保護法又はプライバシー法を意味します。これには、個人データの処理に関する自然人の保護及び当該データの自由な移動に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2016/679、やデータ保護指令 95/46/EC(一般データ保護規則)、及び日本における個人情報の保護に関する法律(その後の改正を含む。)が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

23.2. データ保護原則: 両当事者は、事業管轄の如何に関わらず、透明性、公正性、適法性、目的の限定、データの最小化、正確性、保存の制限、完全性、及び機密性というデータ保護の基本原則を遵守し、すべての権利を尊重するものとします。

23.3. データ保護法の遵守: 両当事者は、本一般購入条件の履行にあたり、個人情報保護法及び買主の個人情報保護方針

(www.roquette.com/privacy-notice-website)を遵守するものとします。

23.4. データの域外移転: 個人データが適切なデータ保護水準を提供しない管轄区域に移転される場合、両当事者は、適用されるデータ保護法によって要求される適切な保護措置(日本における個人情報の保護に関する法

律第 28 条を含むがこれに限定されない)を実施するものとします。

23.5. データ漏洩通知: 各当事者は、データ主体の権利及び自由に影響を及ぼす可能性のあるデータ侵害について、適用されるデータ保護法に従い、他方の当事者に速やかに通知するものとします。

23.6. 存続: 本データ保護条項は、本一般購入条件の終了又は失効後も存続するものとします。

24. 全般

24.1. 別段の定めがない限り、本一般購入条件に記載されている権利及び救済措置は、非独占的なものとします。

24.2. ハードシップ又は価格改定に関する規定は、本契約から明示的に除外されるものとします。

24.3. 本一般購入条件のいずれかの規定が適用法により、又は裁判所により無効又は執行不能と判断された場合においても、残りの規定については依然有効であり、いかなる場合であっても影響を受けないものとします。

24.4. 本一般購入条件は、本契約の当事者(買主の関連会社を含む。)のみの利益のために作成されたものです。本一般購入条件は、本一般購入条件の当事者以外のいかなる個人又は団体に対して、何らかの権利、利益、請求権を付与するものではありません。ただし、両当事者は、本一般購入条件の条項が、両当事者の各承継人及び許可された譲受人に適用されることに同意するものとします。

24.5. 本一般購入条件の条項のうち、注文の終了又は失効後であっても履行又は遵守されることが意図されているものがある場合、当該規定は、当該注文の終了又は失効後も存続し、その後も完全な効力を有するものとします。

本一般購入条件は、両当事者により正式に承認され、(日付)_____付で、原本 2 部又は電子署名により署名され、締結された。

サプライヤー

買主